

加西市出逢いサポートセンター運営業務委託仕様書

【目的】

加西市では高い未婚率を改善するため、平成 29 年度 10 月よりアスティアかさい 1 階に「加西市出逢いサポートセンター」を設置してきた。当センターの目的は、出逢いサポーターによるマッチングなどにより婚活を支援するとともに、未婚率の改善に向けた事業の展開である。

その一方で、現在も若年層の未婚率は県下において高い数値となっている。令和 2 年度国勢調査によると、加西市の 25～34 歳男性の未婚率が 64.6%、女性の未婚率が 50.1%となっている。この数値は県下でも高い数値であり、平成 27 年の国勢調査と比較してもそれほど変動はない。

新型コロナウイルスの感染拡大やマッチングサービスの多様化なども踏まえ、オンラインを活用した新たな形での出逢いサポートセンターの事業展開を目的とする。

【事業期間】

令和 5 年 6 月 1 日（木）～令和 6 年 3 月 31 日（日）

※ 本契約は長期継続契約である。契約については単年度で締結する。

※ ただし、次年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

【事業内容】

（１）加西市出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）の運営

①センターの設置、運営について

- ・センターの設置場所については、市内に限定する。

なお、契約締結後、遅くとも令和 5 年 8 月 1 日には開設できるようにすること

- ・センターには受付コーナー、事務スペース、相談ブースを設ける。
- ・相談者が利用しやすいと思える、設置場所や運営方法を検討する。
- ・センターにはスタッフを 1 名以上雇用する。
- ・センターはスタッフが 1 名以上常駐のうえ、土日を含む、週 5 日以上 1 日 8 時間以上（12 時～19 時を含む）開設する。

- ・対面による窓口相談だけでなく、Web 会議システム・専用電話・FAX・メール等での相談を可能とすることで、相談及び受付をしやすい環境整備に努めること。

②業務の広報、PR について

ア Web ページの開設

- ・受託者は本業務の Web ページを開設する。

なお、そのリンクは加西市 HP 等に掲載することができるものとする。

- ・Web ページでは、センターの基本情報の他、サポート方法の紹介、イベント情報や利用状況等の情報発信を行う。

その他、相談申込や質問受付等を可能にするなど、利便性向上に努める。

イ インスタグラムやツイッター等による広報、PR

- ・インスタグラムやツイッター等の SNS を活用し、センターの広報、PR を行う。
- ・Web ページと連携させることで、本業務の情報拡散に努めること。

ウ ポスターやリーフレット等での広報、PR

- ・ポスターやリーフレット等を作成し、本業務についての周知を図ること。
- ・受託者の申出に基づき、本市広報誌「広報かさい」への記事掲載を可能とする。なお、申出は掲載月の 2 ヶ月以上前に行う必要があり、必要に応じて委託者が記事内容の修正を行う。なお、記事の内容が不適切と判断した場合や掲載場所が不足する場合は、委託者は申出を却下することができる。

(2) 結婚したい会員の募集・登録

①会員の要件について

会員は次の要件を全て満たすものとする。

- ・未婚の者で、18 歳から 49 歳以下の者
- ・結婚を前提とした利用を行う意思のある者
- ・加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員並びに同条第 3 号の暴力団密接関係者でない者
- ・営利活動、宗教活動又は政治活動等を行う意思がない者
- ・その他、適切でない事由のない者

②会員登録について

- ・登録料は無料とする。なお、業務状況により登録料の有料化を本市に提案することができる。実施にあたっては双方協議の上、決定することとする。
- ・センターは面談を実施し、本事業の十分な説明を行うこと。また、会員登録の際には誓約書を取る。
- ・会員登録することにより、センターが会員に適した出逢いサポーター（以下「サポーター」という。）を選任し、出逢いサポート（以下「サポート」という。）を受けることができる。
なお、サポーターの選任の際には、会員及びサポーターの性格等を十分に考慮したうえで選任すること。
- ・サポートは 2 年間を期限とする。なお、サポーターとの面談完了時点からスタートすること。

③会員情報について

- ・センターは会員情報のデータ管理に努めること。加えて、センターのみでなく各サポーターが会員情報を閲覧できるシステムを構築すること。また、データ管理された会員情報に基づくマッチングシステムの導入を検討すること。

なお、Web ページやマッチングシステム等業務遂行に必要なシステム等については、受託者が従来運営するシステム等を利用することを妨げない。

(3) サポーターの募集・登録・要請

① サポーターの要件について

サポーターは次の要件を全て満たすものとする。

- ・結婚を希望する相談者への十分なサポートを行う意思、能力のある者
- ・加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員並びに同条第 3 号の暴力団密接関係者でない者
- ・営利活動、宗教活動又は政治活動等を行う意思がない者
- ・その他、適切でない事由のない者

② サポーターの登録について

- ・登録料は無料とすること。
- ・センターはサポーターとの面談を行い、サポーターに対して本事業の十分な説明を行うこと。
- ・センターは登録にあたり、サポーターであることを示す証明書を作成すること。

③ サポーター養成及び活動支援について

- ・サポーター向けの養成講座や研修を実施すること。
- ・安定的なサポート体制及びオンラインを活用したサポート体制を推進するため、センターはサポートマニュアルを作成し、その周知・指導を行うこと。
- ・サポーターの活動は原則ボランティア（交通費実費程度の費用弁償は可能）とすること。
- ・携帯電話やタブレット端末の貸与を可能とすること。

④ サポーターの活動について

ア 活動範囲

- ・サポート活動は原則市内で行うこととする。
- なお、Web 会議システム等を利用した活動はこの限りでない。

イ 活動内容

- ・サポーターは担当する会員との面談等を通じて、担当する会員の基本情報や相手に求める内容の収集に努めること。なお、会員情報についてはセンターに対しても情報共有すること。
- ・サポーターは良好な関係の構築や現状把握を目的として、定期的に担当する会員との連絡を行うこと。また、イベント情報等の周知も行うこと。
- ・サポーターはお見合いの場を積極的に提供することに努めること。
- ・会員からの相談やお見合いについては、対面に限らずオンラインを活用した多様な手段を用いること。
- ・サポーターは新たな会員の創出に努めること。
- ・センターが主催するイベント等の運営に協力すること。

- ・サポーターはセンターに対して、定期的に活動報告を行うこと。
- ・会員の個人情報の取扱いに注意を払うこと。

ウ サポーターの連絡体制

- ・オンラインを活用し、サポーター間での情報伝達やセンターへの活動報告を行うことのできる体制を整備する。
- ・センターは定期的にサポーター会議を実施し、サポーターの活動状況の把握や有益な情報の共有に努める。

(4) セミナー・イベント（以下「イベント」とする）の実施

①開催場所及び対象者について

- ・開催場所は原則市内とする。
- ・イベントの対象者は会員に限定しないこと。

②イベントの開催内容について

- ・コミュニケーションやファッションコーディネートなど個人のスキルアップセミナーを定期的で開催し、自らの自信を高め、婚活に挑んでもらう姿勢を整えること。（目標：3回／年）
- ・マッチングイベント等、男女の交流が生まれるイベントを定期的で開催すること。（目標：4回／年、セミナー参加者の50%以上参加）
- ・イベントの開催については、必ずオンラインを活用した内容とすること。（例、Web会議システムを活用したオンラインマッチングイベント 等）
- ・ふるさと創造会議等、地域団体と協力したイベントの開催を検討すること。

③イベントの開催について

- ・イベント開催にあたり、参加者に参加料を求めることができる。なお、参加者の内、会員の参加料を減額又は免除することを可能とする。

④イベントの広報、PRについて

- ・Web ページや各種 SNS、チラシ等を活用し幅広い周知に努めること。
- ・登録者にはイベント情報の提供を徹底すること。

【目安指数】

当該業務を履行するにあたり、下記を目安指数を各年度で達成するよう努力、工夫を行うこと。

- (1) 相談者数（登録者数） 200 人
- (2) お見合い回数 250 回
- (3) カップル数 60 組
- (4) 成婚数 7 組

【その他】

- (1) 個人情報の保護

収集した個人情報については、個人情報保護に関する法律に従って適切に取り扱うものとする。

(2) 実績報告

受託者は実績報告を4月15日（休日の場合は翌開庁日）までに行わなければならない。

(3) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとする。

(4) 活動範囲について

運営者の地位を利用し、または、その活動上知りえた情報等を利用して、宗教活動、政治活動、営利目的の結婚相談・斡旋などの活動をしないこと。